

## 第 31 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 9 月 21 日 (金)
2. 招集日時 午後 1 時 30 分 開議
3. 招集場所 役場 2 階第 1 会議室
4. 出席委員 農業委員：  
会長 (12 番) 西館 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫、  
1 番 古里 典子、 2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、  
4 番 福田 光雄、 6 番 苅谷 雅行、 7 番 畑林 悦男、  
8 番 鶴飼 榮一、 9 番 本田 健耕  
農地利用最適化推進委員：  
2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、  
5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸
5. 欠席委員 農業委員：  
5 番 山田 一夫、 10 番 泉山 和彦  
農地利用最適化推進委員：  
1 番 古館 久
6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主任 紫葉 優樹、  
主事補 永井 重徳

議 長 (西館会長)

それではただいまより、第 31 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

( 開会 午後 1 時 30 分 )

議 長 本日の出席農業委員は、10 名で、在任委員の過半数に達しておりますので  
会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席とな  
っております。なお、泉山委員、山田委員、古館委員からは、欠席の報告がご  
ざいました。

それでは、日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より  
指名することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので4番 福田光雄委員、6番 荻谷雅行委員のお二方をお願いいたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは、議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。農業経営規模拡大のためということで、売買による有償移転の申請となります。受入世帯の稼働人員は3名となっております。売買対価は20万円で10a当り約35万3千円となっております。現地確認につきましては、木村委員と中里委員にお願いしております。

農地法第3条第2項の各号についての調査説明をいたします。

第1号の全部効率利用については、耕作地の状況、保有機械、申請人世帯の農業経験等により農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号は個人であり適用となりません。

第3号は信託ではないため適用となりません。

第4号の常時従事要件について、譲受人世帯は農作業を行う必要がある日数を農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積については、権利取得後の経営面積が30a以上要件を満たします。

第6号転貸禁止については、譲渡人の所有地であって転貸にあたりません。

第7号地域調和についても、周辺農地との調和に配慮するとの申出であり、申請内容は許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、木村委員、中里委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

木村委員 報告いたします。場所は〇〇地区内、受人自宅前の田で、周囲は田、畑となっております。申請地は長年に渡り受人が借りて耕作しており、今後も水田や家庭菜園等に利用することです。周辺農地への影響もなく、地域調和等、総合的な利用に支障がないことから、この申請は許可相当であると考えます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。転用目的については、事業用の駐車場として利用するためとのことです。事業計画については、大型トラック3台と乗用車4台分、通路、法面、転回スペースを整備する計画となっております。資金計画につきましては資料のとおりでございます。農振農用地外であります。概ね10町歩以上の一団の農地の一区画に該当しますので、第1種農地となります。また、申請地は住宅の裏に位置しており、日常生活及び事業用に必要な施設に該当するため、集落接続ということで転用許可可能な案件と判断されます。現地確認につきましては、川島委員と山田委員をお願いしてございます。申請地の場所につきましては、資料の下に位置図を掲載しております。当該事業は平成29年5月頃に実施済みのため、追認案件として来月の常設審議会へ諮問の後、県知事へ進達するという流れになります。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、川島委員と山田委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

川島委員 報告いたします。場所は〇〇〇地区内です。〇〇〇〇公民館から雪谷川に向かって約10mの所に位置しています。周囲の状況は東側、南側が宅地、西側が水路と田、北側が町道となっております。周囲の状況から、転用する土地は位置的な問題はなく、転用行為の妨げとなるものもないため、事業の内容からも面積は適当と思われれます。周辺農地への被害もないと思われれます。よってこの申請は許可相当であると考えます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見については、岩手県農業会議へ諮問の後、県知事へ進達することに決定いたします。

日程第5、議案第3号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法の適用外証明願について、下記農地の申請があったので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者の状況については、資料のとおりです。非農地の理由については、平成元年頃から休耕しその後自然に杉が成長し、現在山林の状況になっているためということです。一部には柿を植林していますが、管理されていない状況で、適用法令に関し不知だったため、今回申請があったものです。現地確認につきましては、古舘委員と福田委員をお願いしてまいります。申請地の場所につきましては、資料の下に位置図を掲載しております。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、古舘委員と福田委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

事務局 古舘委員が欠席のため、現地確認書をお預かりしておりますので、事務局から報告させていただきます。

申請地の場所は〇〇〇地区〇〇集落の北側に位置し、申請人の自宅から西側に100m程の所にあります。北側、東側が山林、西側が申請人所有の農地、南側が農地となっております。現地確認の結果、周辺農地への影響はなく、申請地の8割程度が杉、2割程度が柿の木となっておりますが、ほとんど管理されていない状態であります。農地以外になってから長年経過しており、農地として復旧することが著しく困難と認められるということで、周囲への影響もないため許可相当であるという意見でございます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

( 「異議なし」との声あり )

議長 ご異議がないので、議案第3号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、農地等の現状変更届及び完了確認について、事務局より報告いたします。

事務局 (別紙議案書により報告)

始めに農地等の現状変更完了確認報告について報告いたします。農地の所在、地目、面積、届出者の状況については資料のとおりです。9月3日に福田委員、

古舘委員と確認し、良好であると判断してございます。

続きまして現状変更届について報告いたします。農地の所在、地目、面積、届出者、工事施工者の状況については資料のとおりです。9月14日に届出があったもので、当日に福田委員、古舘委員で現地確認を行い、周辺農地・農業用施設への影響は無いと判断し受理してございます。

議 長 報告のとおりです。ご質問等ございますか。

( 「なし」との声あり )

議 長 ここで休憩にします。  
事務局より報告等がありますのでお願いいたします。

( 午後1時55分 )

~~~~~

( 午後2時30分 )

議 長 再開します。  
以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。  
これをもって、第31回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

( 午後2時30分 閉会 )